

「川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正に伴う要旨の公表について

原子力災害対策特別措置法（平成11年 法律第156号）第7条第1項の規定に基づき、「川内原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」を修正しましたので、同条第3項の規定に基づき、この計画の要旨を次のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

原子力防災資機材のうち線量計の種類変更の反映

2. 修正年月日

平成21年9月30日

3. 修正の概要

項 目	修 正 概 要
原子力防災資機材のうち線量計の種類変更の反映	原子力災害対策特別措置法施行規則の改正に伴い、原子力防災資機材として蛍光ガラス線量計が利用可能となったため、熱ルミネセンス線量計から蛍光ガラス線量計へ変更した。

4. 原子力事業者防災業務計画の主な内容

第1章 総則	原子力事業者防災業務計画の目的、基本的な考え方、運用と修正及び定義について定める。
第2章 防災体制	緊急時体制の区分、原子力防災組織及び原子力防災管理者の職務等について定める。
第3章 原子力災害予防対策の実施	通報や業務に必要な設備及び資機材の整備、原子力防災教育及び原子力防災訓練の実施並びに国、地方公共団体、地元防災関係機関との連携等について定める。
第4章 緊急事態応急対策等の実施	原子力災害対策特別措置法に基づく通報、災害拡大防止や放射能影響評価など応急措置の実施、緊急事態応急対策について定める。
第5章 原子力災害事後対策の実施	原子力災害の復旧対策、行政機関等への原子力防災要員の派遣等について定める。
第6章 その他	他の原子力事業者への協力について定める。

本計画については、当社川内原子力発電所展示館及び九州エネルギー館にて公開しています。